

2013年（平成25年）8月8日

藤沢市教育委員会
委員長 阪井 祐基子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）7月22日付けで諮問（第580号）された学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

学校教育法施行令に基づいて、市内の学齢児童・生徒を把握するために作成している学齢簿（氏名・住所・生年月日・性別・就学学校等の記載のある台帳）の調製業務において、現在は学齢簿（氏名・住所）を年1回打ち出しをして、入学・転学にとまなう処理を保護者からの申請書、学校からの報告や住民記録の端末機での検索、住民異動リスト等を基に、手作業で行っており、的確な児童・生徒の把握に時間を要し、事務の効率的な執行に支障をきたしている。

このため、学齢簿の調製について現在、手作業で行っているものを住民記録データと連携することによりシステム化し、事務の効率化と正確性の向上を図るものであり、「藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条」の規定に基づき、諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

学齢簿の調製に関する業務は住民基本台帳を基に行うことが法令に規定されており、入学・転学にとまなう処理において、現在、保護者からの申請書、学校からの報告や住民記録の端末での検索

(藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第29号により端末機の設置が許可)、住民異動リスト等を基に紙データをエクセルで作成し、それをIT推進課に搬入し、調製している。

学齢簿の処理対象件数(児童生徒数)が約3万4千件ほどある中で、学齢簿の調製に膨大な時間がかかっているのが現状であり、コンピュータ処理をすることによって、迅速かつ円滑に行うことができる。

なお、機器を含むシステムは5年間のリース契約とし、システム内の個人情報を取扱うことは、機器導入や更新の際のデータ移行作業時以外は原則的にはない。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(ア) 学齢児童・生徒に関する事項

氏名、住所、生年月日、性別、就学する学校に関する事項

(イ) 保護者に関する事項

氏名、住所

(3) 安全対策及び日常的な処理体制について

学齢簿・就学支援システムで取り扱う個人情報については、セキュリティ対策の施されたサーバー室にサーバーを設置することにより管理し、セキュリティを確保する。

また、端末機器へのログオンについては、生体認証システムを利用して所属長に許可された学務保健課職員のみが可能とする。さらに、システムを使用する際は、同様に許可された職員それぞれに与えられたID及びパスワードの入力を必要とすることで、容易に第三者がシステム内の個人情報を閲覧するなど出来ない様に努める。

なお、賃貸業者が保守点検や機器導入等のデータ移行業務において、個人情報データ等を取扱う場合については、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規定」、「藤沢市セキュリティポリシー<基本方針>」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期

2014年1月

(5) 提出書類

ア 学校教育法施行令

イ 学校教育法施行規則

ウ 学齢簿・就学援助システム機器等賃貸借契約書

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

学齢簿の調製に関する業務は住民基本台帳を基に行うことが法令に規定されており，入学・転学にともなう処理において，現在，保護者からの申請書，学校からの報告や住民記録の端末での検索（藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 29 号により端末機の設置が許可），住民異動リスト等を基に紙データをエクセルで作成し，それを I T 推進課に搬入し，調製している。学齢簿の処理対象件数（児童生徒数）が約 3 万 4 千件ほどある中で，学齢簿の調製に膨大な時間がかかっているのが現状であり，コンピュータ処理をすることによって，迅速かつ円滑に行うことができる。

なお，機器を含むシステムは 5 年間のリース契約とし，システム内の個人情報を取扱うことは，機器導入や更新の際のデータ移行作業時以外は原則的にはない。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では，次の安全対策を講じている。

ア 学齢簿・就学支援システムで取り扱う個人情報については，セキュリティ対策の施されたサーバー室にサーバーを設置することにより管理し，セキュリティを確保する

イ 端末機器へのログオンについては，生体認証システムを利用して所属長に許可された学務保健課職員のみが可能とする

ウ システムを使用する際は，所属長に許可された職員それぞれに与えられた ID 及びパスワードの入力を必要とすることで，容易に第三者がシステム内の個人情報を閲覧するなど出来ない様に努める。

なお，システム機器等の賃貸業者が保守点検や機器導入等のデータ移行業務において，個人情報データ等を取扱う場合については，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規定」，「藤沢市セキュリティポリシー〈基本方針〉」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

